

令和7年度杉妻小学校 いじめ防止対策基本方針

第1 いじめ防止対策の基本的な考え方

1 いじめに対する姿勢

- (1) いじめが全ての児童にも起こりうる問題であることから、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案の対処については、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、保護者、地域住民その他の関係機関等と迅速かつ機動的に対応するとともに、主体的な連携の下に行う。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条、福島市いじめ 防止等に関する条例第2条に基づく）

3 いじめ防止対策基本方針策定の目的

児童一人一人が、仲間と助け合い支え合って学ぶことができるよう、安全で安心な学校であるようにする。

第2 いじめ防止の実施策

1 いじめ対策の校内組織の設置

本校では、いじめ防止等の対策のための校内組織を以下のように設置する。

	平 時	緊急時
名 称	「いじめ対策協議会」 （「生徒指導委員会」）	「いじめ対策チーム」
構成員	・生徒指導主事をリーダーとした生徒指導部会所属の教職員、その中の教育相談部を中心とする。	・校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談部主任、養護教諭、その他、校長が必要と認める者が加わる。 ・校長の判断により SSW 等、外部機関の関係者の参加もある。
役 割	・いじめの未然防止の学校風土づくりをする。 ・定期的にアンケート等を実施し、い	・いじめ事案発生時、その措置に関する決定を行う。 ・いじめ事案解消の具体策を実施する。実

	じめ発生と認知について情報収集を行う。 ・いじめに関する研修を推進する。	施後の調査、評価等を実施する。 ・いじめ防止基本方針、いじめ対策協議会の取組を見直す。
--	---	--

2 いじめの未然防止、早期発見と認知、早期対応等に関する取組み

(1) 未然防止に関して

① 心の教育の充実

いじめの未然防止にかかる主題を全学年の道徳年間指導計画に位置付け、道徳科の授業を確実に実施するとともに、SOSの出し方に関する教育等の充実を図る。

② 特別活動の活性化

児童自らが「いじめを許さない、見逃さない」といった風土を醸成するために、仲間と力を合わせて活動する学級活動と児童会活動を活性化する。また、共に課題を乗り越えていくことで、児童一人一人の自己有用感を実感できるようにする。

③ 規範意識の醸成

学校とそれにつながる社会生活上でも規律を守ることの大切さを指導し続ける。

(2) 早期発見と認知に関して

① いじめ認知の教員研修と教員が児童とかかわる時間の確保

いじめの発生を認め、早期改善が重要であるといった教員の意識改革、日常生活では見えにくいインターネット上のいじめ実態などを研修する機会を設ける。また、「いじめ対応セルフチェックシート」で教員自身のいじめ対応を確認する。そして、教員の多忙化解消に努め、教員が児童一人一人とかかわる時間を確保することで、いじめの早期発見につながるようする。

② アンケート調査の実施

「心のふれあいカード」やQUテストを実施し、早期発見につなげる。アンケート実施後は内容確認をダブルチェック（人を替え、複数人で）で行う。

③ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが行う相談や観察から早期発見につなげる。

④ いじめ相談窓口の周知

教頭・養護教諭が相談窓口であることをお知らせし、いつでも相談を受け入れる体制であることを周知する。

⑤ 外部への協力

保護者、地域住民、その他関係機関に本校でのいじめ防止・対応について周知し、協力を要請する。

⑥ いじめの認知件数が一年間を通じて零件であった場合、その事実をホームページや学校だよりで公表する。

(3) 早期対応に関して

① いじめを受けた児童を最優先に対応する

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先として大人が見守る体制を速やかに整備する。

② 迅速な調査と解決

早急に児童からの聞き取り調査を行うなどいじめの事実について把握する。そしてその調査結果のもと、対策チームを編成し組織的にいじめ解消のための対応に取り組

む。

③ 保護者への協力依頼

いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。

事案の内容によっては、保護者会を開く。

④ 関係機関との連携と適切な懲戒

いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導するための対策を警察や児童相談所等と連携して講じる。調査結果や経緯については、教育委員会に報告する。また、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は、教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

(4) いじめ解消の判断

単に謝罪をもっていじめが解消されたと判断せず、少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消とする。しかし、これらの要件が満たされていた場合であっても、何をもって「解消」とするかという点で共通理解を図る。また、再発の可能性が十分あることを踏まえ、日常的な児童の観察、心のケア等を行う。

また、対応にあたっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」「いじめられる側にも原因がある」など、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検する。

① いじめに係る行為が解消している

いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない）継続していること。

② 被害児童が心身等の苦痛を感じていない

いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること。

第3 外部との連携について

1 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校の欠席を余儀なくされている疑いがあるなど、重大事態が発生した場合は、速やかに福島市教育委員会に報告する。そして、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、福島警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに福島警察署に通報し、適切に援助を求める。

2 保護者への連絡・支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

3 学校評議員による第三者評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校評価と合わせ、その結果をについて第三者評価を受ける。

4 いじめ防止サポートチーム派遣

対応策についての助言、保護者や児童への対応等、いじめ問題の速やかな解決に向けて、必要に応じて教育委員会へいじめ防止サポートチームの派遣を要請する。

第4 重大事態への対応について

1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条に基づく）

(1) いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 児童が身体に重大な被害を負った場合
- 児童が金品等に重大な被害を被った場合
- 児童が精神性疾患を発症した場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

(2) いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 重大事態の判断の留意点

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったときは、その時点で担任やその他の教職員が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。児童や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

3 重大事態発生時の調査主体

調査は、教育委員会会議の判断により、「調査委員会」「重大事態調査チーム」「学校に設ける組織」のいずれかが主体となって行う。原則、不登校重大事態は学校のいじめ対策チームに適切な外部人材を加え調査を行い、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

4 調査結果の提供及び報告

重大事態と判断した場合、7日以内に教育委員会を通じて市長に報告する。調査組織は、調査が終了したとき、その他必要があると認めるときは、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査の結果その他必要な情報を適切かつ迅速に提供する。

第5 記録について

いじめの早期発見のための、教育相談やアンケート調査用紙については、10年間の保管をする。また、いじめが発見され、その措置や経緯については、別途の記録用紙に保存し、その

記録を、当該担任、生徒指導主事、養護教諭、教頭、校長が閲覧できるようにする。その記録の公開については、校長の判断のもと決定する。

第6 年間行動計画について

	未然防止・早期発見と研修 項目	資料の収集と整理 具体計画
4	<input type="checkbox"/> 学級実態把握、児童相互の関係の把握 <input type="checkbox"/> 望ましい人間関係の在り方指導(同年齢) <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> 規範意識の醸成	・児童觀察、家庭環境調査、定期健康診断など ・学級活動 ・生徒指導委員会 ・生活のめあて
5	<input type="checkbox"/> 個人的な悩みや不安の解消 <input type="checkbox"/> 望ましい人間関係の在り方指導 <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> いじめ実態調査 <input type="checkbox"/> いじめに関する伝達講習	・学級活動 ・児童会活動、学校行事(運動会) ・生徒指導委員会 ・生徒指導全体会 ・ＱＵテスト
6	<input type="checkbox"/> いじめ対策協議会	・生徒指導委員会 ・「心のふれあいカード」
7	<input type="checkbox"/> 保護者との教育相談	・個別懇談
8	<input type="checkbox"/> いじめ対策協議会	・生徒指導委員会
9	<input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> いじめ対策についての研修 <input type="checkbox"/> いじめ実態調査 <input type="checkbox"/> いじめ対応シミュレーション	・生徒指導委員会 ・研修・生徒指導委員会 ・「心のふれあいカード」
10	<input type="checkbox"/> 仲間との協力	・学校行事(学習発表会)
11	<input type="checkbox"/> いじめ実態調査 <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> リーガルマインド向上研修	・「心のふれあいカード」 ・生徒指導委員会
12	<input type="checkbox"/> いじめ対策委員会 <input type="checkbox"/> 保護者との教育相談	・生徒指導委員会 ・個別懇談
1	<input type="checkbox"/> いじめ実態調査 <input type="checkbox"/> 学級集団を高める活動	・「心のふれあいカード」 ・学級活動
2	<input type="checkbox"/> いじめ対策協議会	・教育課程編成に関する会議
3	<input type="checkbox"/> 学校のいじめ対応の反省と評価	・生徒指導全体会「いじめ防止基本方針」の見直し